

「社労士Ⅴ 平成23年受験 重要項目ゴロ合わせ丸暗記」修正・改正情報

ページ	修正・改正前	修正・改正後
安衛 52	・健康管理手帳の内容 …、④石綿等取扱者 改正により右追加	④石綿等取扱者、⑤無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）を製造する工程において粉砕する業務」を追加（令第23条第5号）。
労災 77	介護補償給付 4. 支給額の表中 常時介護 上限：104,730円 最低保証額：56,790円 随時介護 上限：52,370円 最低保証額：28,400円	4. 支給額の表中 常時介護 上限：104,530円 最低保証額：56,720円 随時介護 上限：52,270円 最低保証額：28,360円
	該当部分なし	改正点：(外貌の醜状障害に係る障害等級の男女差の解消) 業務上又は通勤による事故で、頭や顔、首といった「外貌(ぼう)(日常的に人目につく部分、外見)」にやけどや傷跡等が残った場合、労災保険から障害(補償)給付が支給される。その際、労働者災害補償保険法施行規則(別表第1)に定める障害等級表に基づいて障害認定を行うが、従来は、障害が同じ程度でも男性は女性より低く取扱われていた。 〔改正前〕：外貌に著しい醜状を残す場合 男性・第12級 女性・第7級 〔改正後〕：同上 男女ともに 第7級
雇用 94	適用除外 表 ④季節的に雇用される者であって短期雇用特例被保険者に該当する者	④季節的に雇用される者であって、次のa又はbのいずれかに該当するもの a) 4箇月以内の期間を定めて雇用される者 b) 1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数(30時間)未満である者
106	特例一時金 1.短期雇用特例被保険者の枠内被保険者であって、次の <u>いずれかに該当する者</u> (日雇労働被保険者を除く)	1.短期雇用特例被保険者の枠内被保険者であって、次の①及び②の <u>いずれにも該当しない者</u> (日雇労働被保険者を除く)

<p>徴収 149</p>	<p>5 報奨金制度 <交付要件の欄> ①…次の事業の委託に係る確定保険料の額の合計額… イ) 常時 15 人以下の労働者を使用する事業 <u>ロ) 常時 15 人以下の労働者を使用するものから、常時 16 人以上の労働者を使用するものとなっておる3年度以内の事業</u> <報奨金の額の欄> ①イ 前年度の労働保険料の額×<u>2.5/100</u>+厚生労働省令で定める額 ②ロ 15 人以下の事業の当該年度に納付した労働保険料の額…</p>	<p><改正> 削除（報奨金の額の算定の基準となる前年度に使用した労働者の数が16人以上の事業のうち、当該前年度の直前3年度のいずれかの年度において労働者数が15人以下であった事業については、特例措置として報奨金の額の算定の対象としていたが、この特例措置が廃止された。 ①イ 前年度の労働保険料の額×2/100+厚生労働省令で定める額 ※1,000万円を上限とされた（経過措置：23年度3,000万円、24年度2,000万円） ②ロ 削除</p>
<p>建保 189</p>	<p>高額介護合算療養費 2 自己負担限度額の表 一般の欄 70歳～74歳 <u>620,000円</u></p>	<p>高額介護療養費 経過措置の延長により 620,000円ではなく、前年の<u>560,000円</u>に据え置き</p>
<p>192</p>	<p>2 保険料率 介護保険料率の協会管掌健康保険の欄 1,000分の15.0</p>	<p>2 保険料率 介護保険料率の協会管掌健康保険の欄 1,000分の<u>15.1</u></p>

<p>厚年 217</p>	<p>注意事項 ④の後に右内容を⑤として追加、⑤を⑥に修正</p>	<p>⑤受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるとき及び受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、加給年金額の加算が行われる。</p> <p>※障害厚生年金の加給年金額に係る生計維持関係の認定 障害厚生年金の受給権発生後に配偶者を有するに至ったときにも加給年金額を加算されることに伴う、障害厚生年金の受給権発生時点で行うこととされていた配偶者との生計維持関係の認定について、受給権発生後に配偶者を有するに至った者も含め、加算を受ける間、生計維持関係の認定を行うこととされた。</p>
<p>厚年 230</p>	<p>2 保険料 免除保険料率 ③表中 第1種、第2種、第4種被保険者の保険料率 100.58/1,000</p>	<p>160.58/1,000</p>
<p>国年 247</p>	<p>年金額 原則 780,900円×改定率※(22年度額785,600円→物価スライド特例措置による額792,100円)</p> <p>※「改定率」 ①毎年度、名目手取り賃金変動率を基準として、当該年度の4月以降の年金給付について適用(平成16年度は1、22年度は0.992)</p>	<p>原則 780,900円×改定率 ※(物価スライド特例措置による額788,900円)</p> <p>※平成23年度の物価スライド特例水準の年金額の引下げは、マイナス0.4%で乗率にすると0.996となる。したがって、平成23年度の物価スライド特例措置によるスライド率は0.985×0.996=0.981となる。</p> <p>※「改定率」 ①毎年度、名目手取り賃金変動率を基準として、当該年度の4月以降の年金給付について適用(平成16年度は1、23年度は0.985)</p>

	<p>②名目手取賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合の改定率は、物価変動率を基準とする（物価変動率が1を上回っても1を基準とする）。平成22年度の物価変動率0.985であることから物価スライド特例措置による老齢基礎年金の額（満額）は、$804,200 \text{ 円} \times 0.985 = 792,100 \text{ 円}$となる。</p>	<p>②名目手取賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合の改定率は、物価変動率を基準とする（物価変動率が1を上回っても1を基準とする）。平成23年度の物価変動率0.981であることから物価スライド特例措置による老齢基礎年金の額（満額）は、$804,200 \text{ 円} \times 0.981 = 788,900 \text{ 円}$となる。</p>
248	<p>振替加算の額 （最低保障額 227,900 円…234,100 円 （改正前法定額）$\times 0.985$）</p>	<p>振替加算の額 （最低保障額 227,900 円…234,100 円（改正前法定額）$\times 0.981$）</p>
249	<p>障害基礎年金 2 年金額（法第33条）・加算額（法第33条の2） 表下段（注） （780,900 円\times改定率）が <u>792,100 円</u>に満たないときは <u>792,100 円</u>（804,200 円（改正前法定額）$\times 0.985$） （224,700 円\times改定率）が <u>227,900 円</u>に満たないときは <u>227,900 円</u>、（74,900\times改定率）が <u>75,900 円</u>に満たないときは <u>75,900 円</u></p>	<p>障害基礎年金 2 年金額（法第33条）・加算額（法第33条の2） 表下段（注） （780,900 円\times改定率）が 788,900 円に満たないときは 788,900 円（804,200 円（改正前法定額）$\times 0.981$） （224,700 円\times改定率）が <u>227,000 円</u>に満たないときは <u>227,000 円</u>、（74,900\times改定率）が <u>75,600 円</u>に満たないときは <u>75,600 円</u></p>
255	<p>2. 脱退一時金の額の平成22年度の欄 45,300 円 90,600 円 135,900 円 181,200 円 226,500 円 271,800 円</p>	<p>2. 脱退一時金の額の平成23年度の欄 →45,060 円 →90,120 円 →135,180 円 →180,240 円 →225,300 円 →270,360 円</p>
社一 294	<p>2 被保険者 表欄外（注）②</p>	<p>2 被保険者 表欄外（注）②</p>

	<p>保険料滞納により被保険者証の返還をした世帯に、<u>15歳に達する</u>日後の最初の3月31日…</p>	<p>保険料滞納により被保険者証の返還をした世帯に、18歳に達する日後の最初の3月31日…</p> <p>(改正点)</p> <p>1年以上滞在可能な「特定活動」の在留資格で入国・在留するもののうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う日常生活上の世話を目的として入国・在留する者については、国民健康保険の被保険者としな いこととした(後期高齢者医療制度においても同様)。</p>
295	<p>6費用の負担</p> <p>①(口)市町村に対し、…100分の34…療養給付費等負担額</p>	<p>6費用の負担</p> <p>①(口)市町村に対し、…100分の34…療養給付費等負担<u>金</u></p>
298	<p>(3)公費負担</p> <p>表中</p> <p>後期高齢者<u>支援金</u></p>	<p>(3)公費負担</p> <p>表中</p> <p>後期高齢者<u>交付金</u></p>